

第1章 景観形成の考え方

1. 景観計画区域【景観法第8条第2項第1号】

景観法第8条第2項第1号に規定する景観計画区域は、台東区全域とします。

2. 目標像

目標像として、実現しようとする地域の姿を明確に描くことで、区民等・事業者・台東区による同じ目標に向けた総合的な取り組みが可能となります。台東区では、平成15年に策定した基本計画において「思い出を守り、思い出を生み出す」を目標像として掲げ、平成23年に景観計画を策定する際にも、これを継承し、景観まちづくりに取り組んできました。

台東区は、本郷台地や上野台地、隅田川沿いの微高地などの地形からなる自然の景勝、上野恩賜公園や浅草寺など多くの来訪者でにぎわう拠点、及び商業地や職人町として形成されてきた住まいと働く場が近接・共存する独特の歴史・文化的構造を持つ市街地など、さまざまな優れた魅力があります。これらは、懐かしさや人間味など、奥行きや深みを感じられるまちとして、区内はもとより国内外から訪れる多くの人々に愛されるまちとなっています。

今後も、大切な景観を保全しながら、新たな魅力的な景観を育むとともに、区民にとっては生活に密着したものとして、また、来訪者にはかけがえのない景観として愛しんでいただくことを趣旨として、台東区の景観まちづくりの基本的な目標を以下の通り掲げます。

「思い出を守り、思い出を生み出す」

- ～ 台東区の優れた景観を守ります ～
- ～ 台東区らしい新たな景観を創出します ～
- ～ 新旧調和のとれた景観を育みます ～

3. 景観形成の基本理念及び基本方針

これまでの景観計画では、目標像を実現するための景観づくりの基本的な考え方として「下町の生活を表現する」「祭り等の賑わいを活かす」「地形、緑・水を守り、まちづくりに取り込む」「特徴的な通りを活かす」「協働の景観まちづくりを推進する」を基本理念として掲げてきました。一方、上位計画である都市計画マスタープランでは、景観まちづくり方針として「風格ある景観形成」「景観資源の保全・活用と調和」「伝統を受け継ぎ賑わいを創出する景観形成」「風情・落ち着いたきのある景観形成」の4つを定めています。

台東区における景観づくりの流れを汲みつつ、都市計画マスタープランとの整合性を図るため、改めて基本理念及び基本方針の内容を整理し、新たに5つの基本理念を柱とする景観形成の考え方を、以下のように定めます。

基本理念	基本方針
基本理念1 まちの成り立ちを継承し、人々の営みを表現する景観づくり	1-① 生活や生業の情景・美しさを大切にした景観形成
	1-② 地域に息づく歴史や風情を感じる景観形成
基本理念2 交流と賑わいを創出する景観づくり	2-① 商店街の個性を活かした景観形成
	2-② 国際観光都市としての魅力ある景観形成
	2-③ 祭りや行事の舞台の景観形成
基本理念3 地形・みどり・水を守り、まちづくりに取り込む景観づくり	3-① 変化ある地形や水辺空間を守り、活かす景観形成
	3-② 魅力を高める多様なみどりの保全・創出
基本理念4 地域の特徴を活かした景観づくり	4-① 特徴的な通りの景観形成
	4-② 由緒ある歴史・文化資源にふさわしい景観形成
基本理念5 景観まちづくりの推進	5-① 総合的な計画制度体系による推進
	5-② 区民等・事業者と協働した景観まちづくりの推進
	5-③ 庁内、関連機関との連携

基本理念1 まちの成り立ちを継承し、人々の営みを表現する景観づくり

台東区は、地形や自然環境に根差してつくられた江戸時代の町割りをベースに、寺町、職人町や交易の流通業（卸売り）のまちとして形成され、現在も随所に昔ながらの住まい方や生業が色濃く残っています。また、問屋街や商店街、住宅地等は、時代とともにその様子を変遷させつつも、それぞれの表情を持った界限として今もなお残されています。

台東区ならではのまちの成り立ちを継承し、住まい方や生業など、日々の営みがつくり出す風景も景観として捉え、まちの個性を大切にした景観づくりを進めます。

■ 基本方針1-① 生活や生業の情景・美しさを大切にした景観形成

- 現在も懐かしい情景を残す住宅地や商店街の界限ごとのスケール感（間口やスカイライン）や敷際のしつらえ（店構え、門塀、生垣等）を大切にし、新たな建築行為や公共事業等においてもそれらを引き立てる景観まちづくりを進めます。
- 谷中や根岸等の昔ながらの良さや懐かしさを感じる地域では、みどり豊かな空間や人々の生活、空の広がりや落ち着いた佇まいを大切にした景観形成を図ります。

■ 基本方針1-② 地域に息づく歴史や風情を感じる景観形成

- 寺社等が点在する地域では、界限の歴史的背景やその風情を活かしながら、歴史の奥行きを感じられる景観形成を推進します。
- 区内に残る近代建築や町家等の歴史的建造物などの文化資源を、景観資源として広く区内外の人々に紹介するとともに、景観重要建造物の指定制度等の活用により、その保全・活用を図ります。
- 歴史的な背景を有し、まちのシンボルとなっている樹木等は、景観重要樹木の指定制度等の活用により可能な限り保全に努め、それらが持つ風情を活かし、資源として引き立てる景観形成を推進します。

基本理念2 交流と賑わいを創出する景観づくり

区内には、地域ごとにさまざまな個性的な商店街や専門店街が形成されています。また、拠点や商業業務機能が複合する地域では、多様な人々が活動・交流する場として、躍動感や活力のある都市的な景観形成が求められています。特に、上野周辺や浅草周辺は、魅力ある景観資源が集積しており、国際観光都市として国内外から人が集まる拠点を形成しています。

また、区内には多くの寺社が存在し、それらを中心とした祭りや行事は、季節感あふれるイベントとしてまちを彩っています。

それぞれの場面にふさわしい、人々が行き交い、賑わいが感じられる景観づくりを進めます。

■ 基本方針2-① 商店街の個性を活かした景観形成

- 商店街の賑わいを創出するため、特徴的なまちなみの誘導による、個性ある景観整備を推進します。
- 商店街における建物更新にあわせ、低層階への商業施設等の配置を誘導することにより、通りとしての賑わいの一体性、連続性を確保します。
- 地域の発意に応じ、景観まちづくり協定等のルールづくりを支援します。

■ 基本方針2-② 国際観光都市としての魅力ある景観形成

- 上野周辺や浅草周辺では、日本を代表する芸術・文化機能と商業・業務や娯楽などの多様な機能が調和し、相乗効果を生む総合拠点として、国内外の人々を惹きつける魅力のある景観形成を進めます。
- 上野・御徒町周辺では、中央通りを軸とした上野恩賜公園との調和や連続性を強化するとともに、上野恩賜公園内の文化施設や上野駅等の地域のランドマークとなる施設との景観的な調和を図り、賑わいと魅力が感じられる景観形成に取り組みます。
- 浅草周辺は、浅草寺を中心とした日本を代表する国際観光都市であり、その歴史と伝統を尊重しながら、個別の開発や整備による市街地環境の質的な維持・向上を目指し、新旧が調和し、引き立て合う景観の形成を図ります。
- 拠点や幹線道路沿道、商業業務機能が複合する地域などでは、各地域にふさわしい都市的な調和のとれたスカイラインを形成するとともに、低層部への商業機能等の配置により連続性のある賑わいを創出し、昼夜間問わず、躍動感や活力のある都市的な景観を形成します。
- 上野周辺の文化拠点や、浅草周辺の歴史情緒、隅田川の水辺空間など、地域ごとに多様な夜の表情を見せるため、良質な光の誘導などによる夜間景観の形成を図ります。

■ 基本方針2-③ 祭りや行事の舞台の景観形成

- 季節ごとの祭りや地域行事等は、地域に暮らす人々にとって心の拠り所となる風景であり、まちを特徴づける景観資源として捉え、その舞台となる通りや寺社の広場空間等について、賑わいを演出するにふさわしい景観形成を進めます。

基本理念3 地形・みどり・水を守り、まちづくりに取り込む景観づくり

台東区は、本郷台地、上野台地、隅田川沿いの微高地といった特徴的な地形を有しており、これらの台地や微高地に寺社や門前町が立地されるなど、地形の変化やみどり・水の構造を活かす形でまちの形成が進められてきました。また、隅田川や不忍池等の水辺は、水辺空間や季節ごとの風情を楽しむ行楽地として多くの人に親しまれてきました。

台東区のまちを形づくる地形やみどり・水などの自然資源など、多様な景観資源を保全するとともに、積極的にまちづくりに活かし、人々が五感で楽しめる景観づくりを進めます。

■ 基本方針3-① 変化ある地形や水辺空間を守り、活かす景観形成

- 台東区の貴重な自然的骨格である谷中崖線の緑地や本郷台地の緑地、隅田川や不忍池等の水辺を台東区の景観構造を支える自然的要素として位置づけ、それらを活かした景観形成を進めます。
- 上野台地や本郷台地の崖線は、地形的変化と自然を感じる場所であり、崖線のみどりの保全に努め、自然資源を活用した良好な景観を形成します。
- 谷中地域では、坂のまち、空の広いまちという個性の継承を図り、空の広がりを感じられるまちなみの形成に取り組みます。
- 東京都景観計画（平成30年改定）で景観基本軸に指定されている隅田川、神田川の水辺は、東京都の景観形成基準を継承し、水辺や対岸からの眺めに配慮したまちなみ誘導を推進します。
- 隅田川・神田川に隣接するエリアでは、まちなかから水辺への見通しを確保するとともに、水辺空間と調和した潤いある景観形成を図ります。

■ 基本方針3-② 魅力を高める多様なみどりの保全・創出

- 敷地や建築物の規模に応じた多様な緑化手法を活用することにより、視野に入るみどりの増進を図り、連続性のあるみどりを楽しめる空間を創出します。
- 区内に点在する寺社等のみどりをはじめ、民有地における歴史的・景観的に重要なみどりについては、所有者と協力し、可能な限りその保全を図ります。
- 住宅地では、落ち着いた佇まいを大切にしながら、生活道路を誰もが安全・快適に移動できる空間として整備するとともに、沿道緑化等による潤いの感じられる空間整備を進めます。

基本理念4 地域の特徴を活かした景観づくり

区内の拠点や代表的な場所を結ぶ浅草通りや中央通り等の特徴的な通りは、地形の変化を活かし、景観を視覚的に楽しめる場となっています。これらの通りは、台東区の景観構造を分かりやすく認識するため、また、回遊性の創出を行うためにおいても重要な役割を担っています。

近年では、上野恩賜公園内にある国立西洋美術館が世界文化遺産に登録され、世界遺産のあるまちにふさわしい景観形成が求められています。

シンボルとなる通りや場所からの眺めを大切にし、景観を阻害する要素を極力なくすとともに、周辺の景観誘導に取り組み、それぞれの特徴を活かした景観づくりを進めます。

■ 基本方針4-① 特徴的な通りの景観形成

- 浅草通り、雷門通り、かっぱ橋本通り、中央通りは、台東区の景観の骨格を形成する景観基本軸として、通りの整備や沿道の景観形成を進めます。
- 浅草六区地区内の主要な通りなど地域のシンボルとなる通りでは、沿道建築物の形態や色彩、屋外広告物の統一と調和を図ります。
- 幹線道路沿道では、地域特性に応じた街路樹の植栽等により、特徴的な沿道景観の整備を行います。また、民有地内の歩道状空地等と連続性を持たせることで、開放感のある歩行空間の形成を推進します。
- 鉄道等の高架下は、空間の活用による賑わいの創出や、明るく安全な環境整備を推進します。

■ 基本方針4-② 由緒ある歴史・文化資源にふさわしい景観形成

- 世界文化遺産である国立西洋美術館周辺の緩衝地帯（バッファゾーン）においては、調和のとれた良好な景観形成を図ります。
- 上野恩賜公園周辺や浅草寺周辺では、台東区を代表する景勝地としての眺めに配慮し、周辺と調和した景観形成を図ります。

基本理念5 景観まちづくりの推進

従来、人々が独自にまちを守り、生活文化として醸成してきたものが、現代において景観として多く息づいています。また、こうした区民等主体の取り組みが台東区のまちづくりを支えている原動力にもなっています。特に、「粋」、「元気」、「情緒」といった区民等のメンタリティが区独特の景観につながってきたと考えられます。

そのため、台東区として考える景観まちづくりについて区民等・事業者から理解が得られるよう、引き続き、さまざまな媒体を通して情報発信を行っていくとともに、区民等・事業者と台東区との協働による景観まちづくりを推進していきます。

■ 基本方針5-① 総合的な計画制度体系による推進

○台東区らしい景観まちづくりを進めるために、景観法の枠組みだけでなく、景観条例、東京都屋外広告物条例（昭和24年条例第100号）等を合わせた台東区の景観まちづくり体系に基づき、取り組みを進めます。

■ 基本方針5-② 区民等・事業者と協働した景観まちづくりの推進

○景観まちづくりを区民等・事業者の生活に根差したものとし、共通のイメージを持って進めていくため、また多様な界限ごとの特性を踏まえたきめ細かいまちなみ形成を進めていくため、区民等・事業者との協働による景観まちづくりの取り組みを進めます。

○景観まちづくりに関する取り組みについての区民等や事業者の認知度を向上するため、情報発信に努めます。

■ 基本方針5-③ 庁内、関連機関との連携

○公共空間をはじめ、行政が先導的に進めるべき景観まちづくりの役割は大きなものとなっています。そのため、庁内関係部局、国・東京都などと景観まちづくりの方向性を共有しながら、適切な空間形成に向けた取り組みを進めます。

4. 景観施策の展開

ここでは、景観形成の基本理念及び基本方針のもとに展開する施策について、体系的に整理し、施策の取り組みを明確にします。

(1) 台東区全域を対象とした景観誘導

台東区のまちなみは、自然的・歴史的・文化的な景観特性により複合的かつ連続性をもって構成されていることから、台東区全域を景観計画区域と定めます。

台東区の景観まちづくりをさらに前進させるため、これまで実施してきた景観条例の仕組みや施策を継承し、それらを景観法の「行為の規制等」と組み合わせることで、より充実した景観誘導を推進します。

○ 区民等・事業者との共通理解の下に進める景観行政

区民等・事業者との共通理解を深めるために、景観法に基づいて定める行為の届出手続き、景観条例に基づいて定める事前協議の手続き等、さまざまな場面で協議の場を設け、取り組みを進めます。

○ 景観法の制度と独自制度の組み合わせによる取り組みの充実化

上記の行為の届出と事前協議のように、景観法の制度は、景観条例等による独自制度と組み合わせることで柔軟性や広がりを持たせることができます。そのため、次のような制度の組み合わせを通じて、取り組みの充実を図ります。

景観法の制度	条例等による独自制度
行為の届出	・ 景観条例に基づく事前協議（行為の規模や計画地の状況に応じた協議、景観アドバイザー会議による助言・指導等）
景観重要建造物・樹木の指定	・ 指定物件の保全・活用に係る技術的支援
景観重要公共施設	・ 指定公共施設の整備時や大規模な維持補修事業時における事前協議

(2) 台東区の個性をきわだたせる景観形成

台東区の景観形成は、総合的に景観施策を展開するばかりではなく、台東区の個性をきわだたせていくことが重要です。そのため、景観形成を推進する上で、特に重点的に取り組む必要がある地区を区分し、地区ごとの方針や基準を定めます。

また、多種多様な歴史的建造物、地域のシンボルとなっている樹木などの景観資源の保全・活用を進めていくことでメリハリのある景観施策を展開します。

① 台東区の景観を特徴づけている軸を活かした景観形成（景観基本軸）

河川に沿った地域や道路・鉄道等の交通施設に沿った地域などを景観基本軸と位置づけ、特徴的な景観が連続するこれらの地域において、重点的な景観形成を図ります。

② 台東区の個性を高める地域での先行的な景観形成（景観形成特別地区）

歴史的価値の高い施設及びその周辺地域並びに観光の振興に重要な地域などを景観形成特別地区と位置づけ、これらの景観資源を含む地域において、重点的な景観形成を図ります。

また、これまで、住民主体による景観の取り組みへの支援を行う景観形成育成地区として位置づけていた谷中地域については、谷中地区地区計画（令和2年）や谷中地区景観形成ガイドライン（令和4年）が策定され、景観まちづくりが進んでいることから、景観形成特別地区として指定します。

③ 豊富で多種多様な歴史的・文化的な景観資源の保全・活用による景観形成

区内に多く残る、多種多様な近代建築や寺社等の歴史的建造物、地域のシンボルとなっている樹木などの景観資源について、景観法や景観条例等に基づく制度により景観資源の保全・活用を進めます。

④ 地域特性に応じた魅力ある夜間景観の形成

夜間景観は、道路照明などの機能的な照明だけでなく、ライトアップやイルミネーションなど屋外空間を光で演出するための照明により引き出される、昼間とは異なるまちの魅力です。隅田川に映るきらめきや、上野周辺、浅草周辺などの歴史情緒あふれる雰囲気など、地域ごとの多様な夜の表情は、台東区の新たな魅力となっています。

近年、LEDをはじめとした照明技術の進歩やプロジェクションマッピングなどの映像広告物等の演出方法の多様化により、夜間照明によるさまざまな光の演出が身近なものになってきました。しかし、不快なまぶしさやまちなみにそぐわない過度な演出による光害及びエネルギーの浪費などが課題となっています。

そのため、以下に示す夜間における景観の形成に関する方針に基づき、地域特性に応じた節度ある良質な光の誘導と夜間景観の形成を図ります。

<夜間における景観の形成に関する方針>

- ▶ 上野恩賜公園や浅草寺をはじめとする歴史的・文化的な景観資源を有する地域では、地域特性に応じて面的な連続性や一体感のある光で演出し、回遊して楽しめる夜間景観を形成します。
- ▶ ライトアップされた歴史的・文化的な景観資源の周辺や背景では明るさを抑制し、これらの資源と調和した夜間景観を形成します。
- ▶ 主要な幹線道路沿道は、機能的な明るさを確保した上で、連続性のある夜間景観を形成します。
- ▶ 隅田川沿いでは、対岸などからの眺望も意識し、水際に光を連続させるなど、水辺の夜間景観を形成します。

(3) 公共施設整備と連携した景観形成

景観整備を進める上で区民等・事業者の模範となる公共施設について、台東区が先導的かつ積極的な景観形成を図っていきます。また、特に景観上重要な軸や地域を特徴づけている国や東京都の公共施設についても、国や東京都と連携して景観まちづくりを実施していきます。

① 景観重要公共施設の指定

景観上重要な軸や地域の骨格を成している道路、公園、河川について景観重要公共施設と位置づけ、国、東京都、台東区が連携し周辺のまちなみとの一体的な景観形成を図ります。

② 公共事業における先導的な景観形成

景観重要公共施設やそれ以外の公共事業について、第4章に示す「公共事業の景観づくりの考え方」に基づき景観まちづくりの方向性を共有し誘導を図ります。

(4) 景観施策推進の体制

景観施策を効果的に推進するために、庁内や関係機関と連携していきます。

① 景観計画等の運用体制

学識経験者と区民等による景観審議会、学識経験者により専門的な事項を検討する景観審査委員会により、景観施策を推進していくために必要な事項等を審議・検討します。また、専門家で構成される景観アドバイザー会議を活用し、建築物等に対する助言・指導等を行います。

② 関係機関等との連携体制

庁内関連部署等との情報共有や連携を図り、一体となって取り組みます。また、必要に応じて、東京都及び隣接区との連携を図ります。

(5) 区民等・事業者と台東区の協働による景観づくり

景観まちづくりは生活に根差したものであり、区民等や事業者がより良い生活環境をつくりたいと思う気持ちが景観まちづくりの始まりです。区民等や事業者が主体的に進める景観まちづくりに対する情報発信等とともに、支援制度を拡充・強化することで、台東区との協働による景観まちづくりを推進します。

5. 景観形成の地域区分

(1) 歴史や土地・建物の利用状況からの地域区分

台東区の市街地は、江戸時代から受け継がれてきた歴史や伝統を基本として形成されており、商業・業務、文化、芸術、観光、寺町、住宅地などのまちが存在しています。そして、それぞれのまちが、地域を特徴づける歴史・伝統・生活といった文化を育んでいくことで、地域固有の景観を形成してきました。

このため、地形や市街地の形成経緯、土地、建物の利用状況、都市計画（用途地域・容積率の指定等）に応じて区内を4つの地域に区分し、これまで誘導してきた都市計画を念頭に置き、地域の個性を活かした景観形成に取り組みます。

< 4つの地域の主な特徴 >

名称		主な対象地域と特徴
下町景観形成地域	北西部地域	谷中、根岸、上野恩賜公園等が該当し、低中層の住宅や寺社等で構成されています。台地が生み出す景観があり、江戸期の道路網や昔のまちなみが現在でも感じ取れる地域です。また、上野恩賜公園や寺社地、谷中霊園等により、みどり豊かな地域です。
	北部地域	言問通りから北側の地域で、入谷や千束、橋場地域等が該当し、中層を基調とした住宅、店舗、併用住宅等で構成されており、橋場地域には工業併用住宅も混在しています。職住が混在しながらも住宅地としての性格が強く残る地域です。
	中部地域	言問通り、浅草通りと清洲橋通りに囲われた地域で、浅草や西浅草、花川戸等が該当し、浅草寺を中心に発展してきた地域です。商業・業務系の建築物が集積しており、主要道路沿いの中高層の建築物とその周辺に立つ中低層の建築物が混在しています。国内外から多くの観光客が訪れる地域です。
	南部地域	主に浅草通りから南側の地域で、上野や蔵前、浅草橋等が該当し、中高層を基調とした商業・業務、住宅等で構成されています。江戸市街地の拡大とともに早期から都市化され、業務機能が集積し、比較的大規模な建築物が多く立地する地域です。一方では、鳥越周辺等、低層の住宅や住商併用建築物が混在しています。

(2) 重点地区の指定

景観基本軸及び景観形成特別地区は、重点地区として、地域の個性や景観資源を活かしながら、きめ細かな景観誘導を推進していきます。

景観基本軸	隅田川・神田川	江戸の情緒を今に伝える隅田川や神田川には、近代を代表する橋梁や建築物などが存在します。それらの資源を活かしながら、水辺の開放感や歴史を感じさせるまちなみの創出を図り、賑わいの文化と調和した景観形成が重要となります。
	浅草通り	浅草通りは、景観上重要な地域である上野恩賜公園と浅草寺周辺を結ぶ軸であり、通りには、歴史的・文化的な資源や神仏具店などが点在しています。上野恩賜公園と浅草寺のみどりや周辺の景観資源を活かす景観形成が重要となります。
	中央通り	中央通りは、上野から秋葉原を結び、古くは寛永寺の参道として栄え、現在は商業空間が形成されています。上野恩賜公園とまちとを結ぶ重要な軸として、上野恩賜公園を意識した景観形成が重要となります。
	雷門通り	雷門通りは、浅草寺の門前に位置しています。雷門などの景観資源や地域固有の歴史や伝統、文化を活かした景観形成が重要となります。
	かっぱ橋本通り	かっぱ橋本通りは、古くは浅草寺と寛永寺を結ぶ御成道として栄え、個性のある通りです。それぞれの個性を尊重しながら、連続性のある空間を創出する景観形成が重要です。

景観形成特別地区	上野恩賜公園周辺	上野恩賜公園は、水辺やみどり、公園内の寛永寺や弁天堂などの歴史的資源、国立博物館や国立西洋美術館などの文化的資源が集積しています。これらの資源を活かした景観形成が重要です。
	旧岩崎邸庭園	旧岩崎邸庭園は、明治29年に三菱創設者・岩崎家の本邸として建てられました。国の重要文化財としても指定されており、庭園内部とその背景を含めた眺望を保全し、歴史的、文化的な景観を次世代へと伝えていくため、庭園の内部からの眺望を意識した景観形成が重要です。
	浅草寺周辺・浅草六区地区	浅草寺周辺や浅草六区地区は、日本を代表する国際観光拠点であり、豊かな文化や伝統を有し、四季折々の多彩な祭りなど、景観資源が豊富に存在しています。これらの資源を活かし、江戸の風情を感じるまちなみや魅力の高い都市景観の形成が重要です。
	隅田公園周辺	隅田公園周辺は、浅草との連続性を確保する水やみどりを活かし、また、待乳山聖天や今戸神社など地域の景観資源を活かして、浅草地域との回遊性を意識した景観形成が重要です。
	谷中地域	谷中地域は、地形の変化に富んだ地域で、坂道と随所に見晴らしや空間の広がりを感じられ、また、寺社や谷中墓地などの名所・旧跡や朝倉彫塑館などの文化を感じられる施設が点在しており、今も生活を感じることでできる地域です。これらの環境を活かしながら、住民主体に地域の現状を踏まえた景観形成を図ることが重要です。

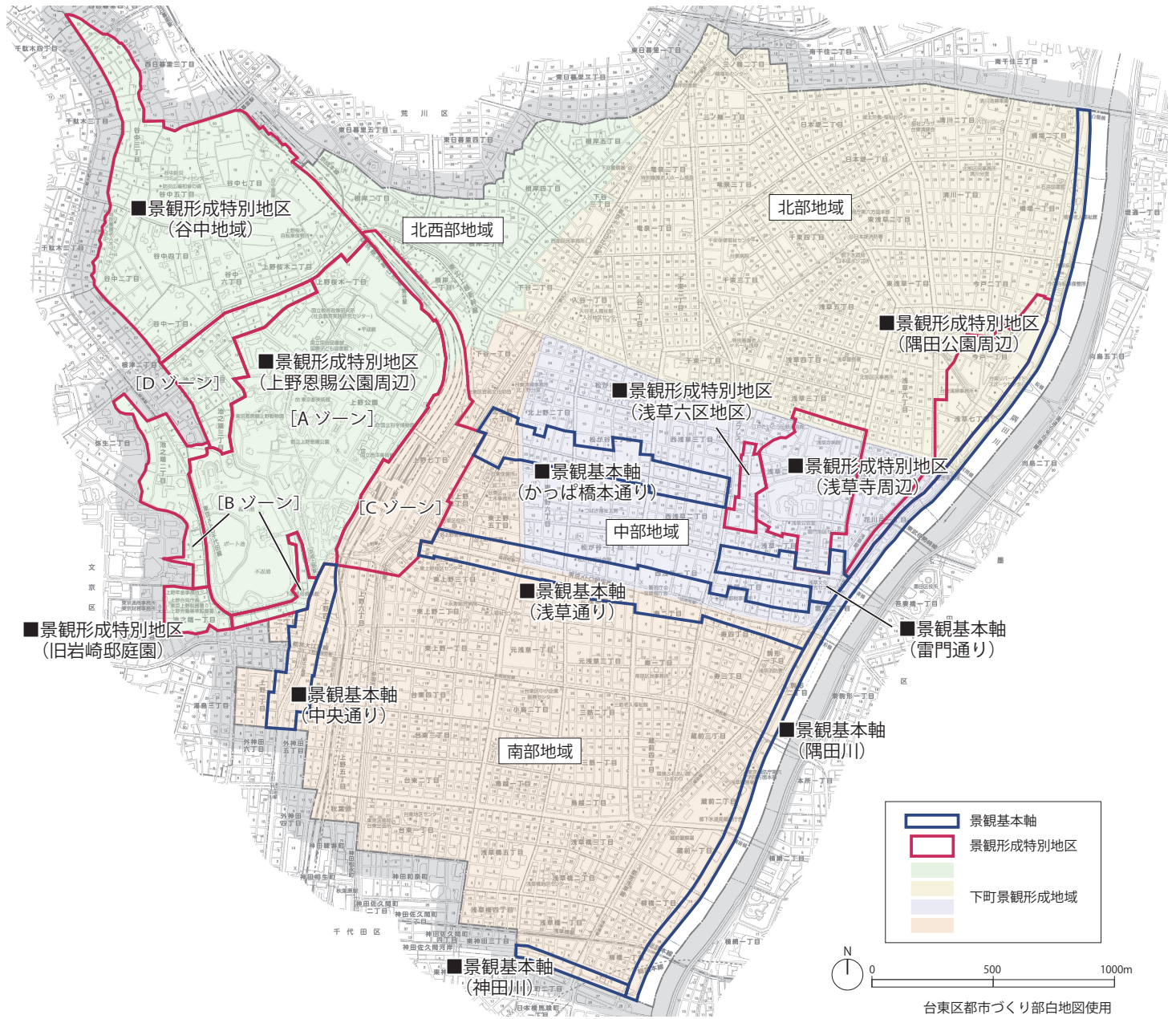


図 区域区分

	名称	対象区域
景観基本軸	1. 隅田川	隅田川の境界から 50 m の範囲
	2. 神田川	神田川の境界から 30 m の範囲
	3. 浅草通り	浅草通りの境界から概ね 30 m (街区単位) の範囲
	4. 雷門通り	雷門通りの境界から概ね 30 m (街区単位) の範囲
	5. かつぱ橋本通り	かつぱ橋本通りの境界から概ね 30 m (街区単位) の範囲
	6. 中央通り	中央通りの境界から概ね 30 m (街区単位) の範囲
景観形成特別地区	7. 上野恩賜公園周辺	
	Aゾーン	上野恩賜公園を中心とする区域
	Bゾーン	不忍池周辺区域
	Cゾーン	上野駅周辺区域
	Dゾーン	上野恩賜公園北側周辺区域
	8. 旧岩崎邸庭園	旧岩崎邸庭園の外周から概ね 100 ~ 300 m の範囲
	9. 隅田公園周辺	隅田公園から概ね 50 m の範囲
	10. 浅草寺周辺	浅草寺及び仲見世の周辺地区
	11. 浅草六区地区	浅草六区地区地区計画の範囲
	12. 谷中地域	谷中及び上野桜木の一部
	13. 下町景観形成地域	区内全域